

# 渡邊満先生——その人と学問

小谷 朋 弘

渡邊満先生に初めてお目にかかったのは、久留米大学に集中講義で出講したときである。そうすると、もう一四、五年前のことになろうか。

先生に紹介されたのが、歓迎会の席だったか、講師控え室であったか、それとも先生の研究室であったかは定かでない。それでも、最初の印象だけはいまでも鮮明に思い出される。色黒で精悍な顔つき、中肉中背で引き締まった体つき、背筋がピンと伸びた姿勢の良さ、などなど。実に、若々しいお姿であった。とても五十歳近くとは思えなかった。

それから数年して、法学部にお迎えすることになったが、すぐに先生の若さの秘密を知ることとなった。若さの秘密は、「テニス」であった。大学のキャンパスは広大で、手軽に利用できるテニスコートが散在する。昼休みは、昼食もそこそこに、テニスコートに向かわれる。いつの間にか、法学部だけでなく他学部の同好の士も集まり、テニスネットワークは拡大したようだ。

先生のテニスの腕前は相当なものらしい。「らしい」というのは伝聞推定だからである。私自身は残念ながら参加したことがない。参加した院生から聞いただけである。それでも、情況証拠に照らせば、相当であろうと思う。

腕前論議よりもっと興味深いのは、院生の話である。練習試合になると若い男子教員は、女子の院生相手でも、

容赦なく攻撃してくるそうだ。しかし先生は、どんな状況でも打ちやすい球を返してくれるという。テニスをはなれても、女子の院生が先生を慕うのもうなづける。先生が西条を去られるのを惜しんで、院生の送別会がいろいろ催されたとき、「フェミニスト」という言葉は陳腐かもしれないが、それに代わる言葉がすぐには思い浮かばない。

しかしながら、よくよく考えてみると、どうも「フェミニスト」と呼ぶのは、皮相と思われる。もつと射程の広い言葉がほしいところだ。思い浮かぶのが、逸脱行動論のいわゆる「負け犬派」の立場、言い換えれば「社会的弱者への積極的擁護派」の立場である。これは少々硬いから、「弱き者への優しき眼差し」と言った方がよからう。

大学院の「共同演習」は、社会学系の教員と院生が全員参加して行われるが、先生が居丈高な口調で男女の院生に質問するところをついぞ見ることはなかった。手厳しい質問ではあるが、先生はいつもソフトな語り口で、院生と対等な対話を心がけておられた。

先生の素顔はいろんなところで垣間見ることができたが、一番印象深いのは、「現代医療問題の総合的研究」のテーマで文科省の科学研究費を得て行われた調査研究である。先生は責任者として、研究計画の立案・実施を指導されたが、日頃穏やかな先生が、アグレッシブに調査対象機関と交渉され、周到なセッティングをなされた。一口に調査といってもいろいろなものがあるが、医療関係の調査はなかなか協力を得られにくく実施が困難な部類の調査である。しかし、先生の日頃の豊富な人脈とマネージメント能力の高さ、それに穏和で粘り強い人柄とが相俟って、困難な調査が可能となり、十分な成果を上げることができた。先生をリーダーに総員六名の小さな調査団ではあったが、三年間（一九九八年～二〇〇〇年）の研究活動は、思い出深いものがある。

先生のご研究は、ご一緒させていただいた医療問題の研究がメインであるが、内容的には三つの問題に分かれる。一つは、医療制度の日英比較研究である。先生は、保険方式で運営されている医療保障制度の限界に早くから着目さ

れ、先進工業国の中でも数少ない税方式で運営されている、イギリス医療制度の研究に早くから取り組まれた。多くの著作で詳細な検討を経て先生は、医療制度の運営には税方式による財源調達が適していると結論づけられている。また、この問題と関連して先生は、医療と福祉の境界が曖昧な領域をどのように処理すればよいか、という問題にも切り込んでおられる。日本ではこの曖昧な領域は、いわゆる「福祉の医療化」にみられるように、医療分野で扱われているが、イギリスではむしろ抑制的に捉え、医療そのものをよりスリム化する方向で政策展開が行われている。先生は、こうしたイギリスの政策メカニズムの検証を踏まえ、「曖昧な領域」問題に方向性を示されようとした。

平成二年の『くらしの経済と福祉』や『新経済政策論』、それに「医療・保健事業と福祉事業の日英比較」、平成九年の『現代日本の社会保障』、平成一九年の『現代日本の社会政策』などは、この領域の主要な著作である。

二つは、患者の権利と住民の医療行政参加の研究である。医療情報の開示やインフォームド・コンセントの実施などは、患者の権利として重要なものであるが、わが国では長い間軽視されてきた。その実現がなされたのはこの一〇年くらいの間である。先生は、この分野の研究に先駆的に取り組まれてこられた。

また、患者主体の医療という面で、住民による医療行政への参加は重要な問題である。先生は、住民の医療行政参加の先進国であるイギリスの実情を検討され、従来の市民権としての参加から、今日の医療サービス品質保証としての参加への変化を明らかにされた。そして、それを踏まえて、住民の医療行政参加の方向についての議論の必要性を喚起されている。

昭和六〇年の「イギリス保健・医療行政への『住民参加』」、平成四年の「患者の権利法をつくる」や「あなたが医療の主人公」、それに「生命の尊厳と患者の権利」、平成五年の「イタリー・フランス医療における患者の地位」などは、この領域の主要な著作である。

三つは、福祉国家の変貌と医療制度改革の研究である。一九七〇年代以降の福祉国家の変貌の中で、古典的福祉国家に替わるガヴァナンスはいかなるものが問われている。現段階は、市場原理主義にもとづく改革と、それへのオルタナティブとしての「ソーシャルガバナンス論」にもとづく改革が姿を現しつつある段階である。

先生のご研究は、こうした福祉国家の変貌の中で、イギリスの医療制度改革がどのような性格のものであるかを、事例研究という方法で検証するものである。先生によれば、イギリスの医療制度改革は、一九八〇年代保守党政権時代に本格化したのが、一九九七年以降労働党政権下でも基本的には継続され進行している。医療制度改革は、分権化、住民参加、情報公開、利便性の向上、効率化など、「ソーシャルガバナンス論」の特徴を備えており、その点で、それが「ソーシャルガバナンス論」にもとづいて行われていることは確かだとされる。

平成一七年に出された『イギリス医療と社会サービス制度の研究』は、この領域の主要な論文をまとめたもので、先生の「主著」にあたるが、高い評価を受けているものである。

先生のもう一つの研究領域は、「新しい貧困」の研究である。先生は、いわゆる「窮乏化論争」華やかなりし頃、消費過程・生活領域での新しい貧困の形態に関して理論的・実証的研究に取り組まれている。

また先生は、「新しい貧困」の代表的な現象である環境問題にも歩を進められている。先生の目は、環境問題の構造や背景にある社会意識の分析と具体的な事例の検討に向けられる。先生によれば、人々の所得向上をめざす完全雇用政策は、巨大な公共事業をともなう。その公共事業そのものが環境破壊の原因になるばかりか、公共事業により産業基盤が整備され、波及効果により刺激を受けた産業活動が活発化し、その結果さらに環境破壊が激しくなる。所得向上の美名の下に生産優先の意識が強まり、費用負担を必要とする環境対策は軽視される。高度成長期はまさに、そうした社会意識が強い時代であった。

事例研究としては当時話題となっていた、筑後川大堰の建設計画と、その基礎となる筑後川開発計画に関するものが注目される。先生は、丹念な事例の検討を踏まえて、建設計画が意味のない公共事業であるばかりでなく、それ自体が環境破壊をもたらし、農漁業などの自然産業に悪影響をもたらし、水害など災害の原因になると警告を発せられている。

昭和五二年の「戦後日本の生活様式の変化について」、昭和五五年の「戦後日本の労働問題」、昭和五八年の「現代社会政策の基礎理論」、平成五年の「筑後大堰と関連した水問題」、そして平成六年の「九州学を楽しむ」などは、この領域の著作である。

先生が取り組まれてこられた「医療制度研究」と「新しい貧困研究」は、社会政策学の重要な問題領域であるが、とりわけ日英比較の視点から、丹念に資料を読み込まれ、分析を行い、重要な知見を提起されてこられた医療制度研究は、大変優れたもので、英国医療制度研究の代表的な研究者としての地位を確立されている。実際、社会政策学会の書評分科会では座長を務められるなど、学界の評価は高い。

先生の研究領域は、大きくは前述の二つのものであるが、その他にも注目すべき活動がある。それは、地域社会に対する貢献である。マスタープランづくりやゴールドプランづくりなど、積極的に地域社会にかかわられている。久留米大学在任中はもちろん、広島大学に移られてからも、広島市国民健康保険運営協議会委員や東広島市介護保険事業運営委員会会長を務められている。いまでは、大学の業績評価項目として地域社会への貢献が盛り込まれているが、先生はすでに先取りされ、実践されてこられた。

先生は、大学院研究科の運営委員や講座主任などを務められたが、いわゆる学内行政にはほとんど関心を示されず、その情熱は、学生や教員との交流、研究と教育、学問的成果の社会的還元、いわば三位一体的完成に向けられてい

たように思われる。そして、三位一体の活動の視座こそが、社会的に弱い立場にある患者や地域住民に対する「優しき眼差し」にほかならない。それは、テニスや共同演習で示された視線の原点でもある。

法学部の一階のロビーに、教員の著作を展示したコーナーがある。その中に、「定点観測写真」と表示された写真が幾葉か展示されている。最初の写真は一九九六年九月で、最後の写真は二〇〇七年一月の日付となっている。写真には、法学部の中庭が、更地だった空間からやがて「緑の空間」となり、さらにそこにカフェテラスの建設が始められ「憩いの空間」へと変貌する様が映し出されている。

一〇年余りにわたる中庭の変貌を記録した写真こそ、法学部の三階にある渡邊先生の研究室から、先生ご自身が撮られたものである。先生の退職後、貴重な写真として、著作コーナーに展示されている。

「定点観測」をされた先生の「動機」については、憶測の域を出ないが、おそらくは豊かな自然環境が開発によって破壊されていく過程を観察され、批判的に問題提起をされてこられた、「環境問題」への取り組みが大きくかわつていよう。観察対象を、一定の観点から、忍耐強く、克明に観測し、記録する、息の長い「定点観測」は、先生の研究姿勢の本質を、端的に示すものといえよう。

退職後先生は、ご実家に近い西九州大学で再び教壇に立たれておられる。「フルタイムで、法学部以上に大変だ！ 余生などとてもとても」と。しかし、文面からは、むしろ新しい生活を楽しんでおられるように感じられる。テニスに、研究教育に、社会貢献に、そして新たな「定点観測」に、悠々と取り組まれている先生のお姿が思い浮かぶ。と同時になぜか、筑紫二郎の滔々たる大河の流れが脳裏に浮かんでならない。

故郷はよき哉！ 人生の第二幕が再び、大河のごとく悠々たるものであることを信じてやまない。またいつの日にかあらためて、人生の定点観測についてお聞かせいただくことを楽しみにしている。